

舞鶴市入札監視委員会(平成24年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	平成25年1月17日(木) 午後1時30分～4時 舞鶴市役所 4階 議員協議会室	
出席委員氏名	たかはし ゆきお 高橋 行雄 (弁護士) はっとりとしゆき 服部 利幸 (立命館大学政策科学部教授) たまだかずや 玉田 和也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授)	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会あいさつ (馬場副市長)</li> <li>2 委員長あいさつ</li> <li>3 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 平成24年度上半期の入札状況等について事務局より報告</li> <li>(2) 抽出工事に関する工事概要と入札の状況について 抽出案件の工事概要と入札経過等について担当課長及び事務局より説明</li> </ol> </li> <li>4 その他 次回の抽出委員に服部委員を暫定選出した。 次回の開催は平成25年7月を予定する。</li> <li>5 閉会あいさつ (企画管理部長)</li> </ol>	
審議対象期間	平成24年4月1日～平成24年9月30日	
抽出案件	総件数	5件 (備考)
	一般競争入札	1件 入札対象件数 139件
	指名競争入札	3件
	随意契約	1件
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>議事(1)関係 一般競争入札の拡大や、指名競争入札で競争性を高める工夫を検討されたい。</p> <p>議事(2)関係 工事の変更については、当初の競争の意義を尊重し、適正な運用を心がけ、経験等を以後に活かしてほしい。 随意契約については、証拠として書類や経過を残す必要性など根本的な視点から検討されたい。</p>	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告」関係

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格の引き上げに伴い、全体的な応札状況と平均落札率に変化が表れている。</p> <p>管・水道施設工事は、最低制限価格付近と93～95%付近に応札される割合が高いが、どのように見ているか。</p>	<p>管・水道施設工事の中には、配管工事を始め、複数種の工事があります。</p> <p>種別ごとに見ると、最低制限価格は上がっていますが、集計した結果はそれほど変わっていません。</p> <p>応札状況に見られる特徴は、ここ数年変化していますが、水道施設工事の高額な案件において、最低制限価格付近での応札が増えているものです。</p>
<p>建設工事の入札案件139件のうち、一般競争入札が5件にとどまっている。</p> <p>法律的には一般競争入札が前提とされる所であり、全体的に一般競争入札の割合が少ないように思うが、今後、一般競争入札を増やすことは検討しているのか。</p>	<p>これまでから地元優先で発注している中で、一般競争入札については、内部で組織する委員会において検討し、試行拡大しているところで。</p> <p>現在は、一定金額以上の土木一式工事で徐々に実施しているところであり、今後とも、条件を付した一般競争を増やしていきたいと考えています。</p>
<p>他の自治体では、指名競争入札についても、公募型や希望型など工夫をして競争性を高めている事例もある。</p> <p>そういった検討も進めていただきたい。</p>	

### 「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

#### ① 西浄化センター機械濃縮棟建設工事

意見・質問	回答等
今回のように、土木工事と建築工事が混在した工事は、これまでから一体的に発注されてきたものなのか。	下水道施設の工事については、他にも実施例がありますが、多くがこのようなパターンで発注しています。
組み合わせである工事を、土木一式工事としているが、割合によるのか。	本工事については、70%が土木一式工事であるためです。
平成24年度の土木一式A等級は、何社あるのか。	35社です。
35社のうち、本入札に参加したのは何社か。	24社です。
落札率も85.8%であり、厳しい競争がなされた結果であることが見て取れる。	

#### ② 青葉中学校南校舎（第1工区）大規模改造工事

意見・質問	回答等
辞退が多いようだが、どのように考えているか。	今年度における建築一式工事の辞退率は48%で、他業種より高い傾向にあります。 この状況にあって、本案件の辞退率は62%とさらに高くなっています。 次の要因によるものと推測しています。  ・同月に、同じ等級の業者を指名した工事が6件重なったこと。 ・うち本件を含む4件が、監理技術者を配置する必要があると見込まれる規模であったこと。 ・電子入札システムでは開札日の前2日間が入札期間であり、状況を見ながら辞退することができないため、参加者は技術者の配置を含め、すべてを落札した場合を想定する必要があったこと。
本件は辞退が多く、他と比べて落札率が高い。 入札のあり方によってはより競争性が求められたのではないかと思います。 入札方式や指名の等級などを検討する必要があるのではないかと。	本件は、3工区に分割した工事の1つです。 他市では、同じ場所で複数工区に分割した場合、いわゆる「取り抜け」などを実施している例も見受けられます。 今後、他の方法も含めよく検討していきたいと考えています。
本案件では4.5%増の変更契約が生じているが、どのような事情によるのか。 また、変更の内容や金額の決め方について、どのように行なっているのか。	実際に工事に取り掛からないと分からない部分(床仕上材の下地の劣化状況など)がありました。また、外壁のひび割れについても、設計段階で全て網羅することが難しく、実際の施工に伴いチェックした結果、数量に変更が生じたものです。 金額については、変更部分について市が積算し、業者との協議により決定しました。

<p>改造工事に変更が生じるのは当然かもしれないが、変更については、競争等他の評価にさらされないこともあり、一定基準を持って進める必要がある。また、その変更金額によっては当初の競争の意味が問われかねないことになる。</p> <p>変更の必要性のチェックや許容度の判断はどのように行うのか。</p>	<p>現地で確認し、今後数十年の使用を考慮して判断し、必要である場合は変更の対象になります。</p>
<p>新設工事と異なり、既存施設に手を加える場合は、リスクを含んでいる場合が多く、その辺りが落札率にも表れていると考えられる。</p> <p>発注者としては、できるだけ設計変更しないようにしていると思うが、行き過ぎると品質確保が問題になる。</p> <p>適正な価格と品質確保のバランスが大切である。</p> <p>数量の変更は当初の競争結果を活かせるが、工種の追加については言い値になっていないか注意が必要である。</p>	
<p>工区を3つに分けた理由は何か。</p>	<p>学校であるため、主に夏休み期間に工期を設定せざるを得ませんでした。</p> <p>この限られた工期で、品質を確保できる規模を考えて工区を分けたものです。</p> <p>工事経過を見ていますと、工区を分けたことで、業者間に品質や工程管理向上の競争意識が働いていたことから、妥当な判断であったと考えているところです。</p>

### ③ 小倉橋水管橋更生工事

意見・質問	回答等
<p>本件の変更は数量が増えたのか、種類が増えたのか。</p>	<p>工事延長が増加しました。</p>
<p>工事を変更する判断・手順はどのように行なっているのか。</p>	<p>まず、試験掘りをして、監督員が立ち会いました。</p> <p>業者からの協議書を受け、監督員、主任監督員、総括監督員が協議をして決定しているところです。</p>
<p>当初契約の何%までなら変更可能なのか。ルールはあるのか。</p>	<p>変更契約は、原則として当初契約の30%以内となっています。</p> <p>本工事は、変更割合が30%を超えていますが、現に施工中の工事を分離するのではなく一体とすることで、仮設配管、掘り返し、舗装経費の節減、断水回数、ライフラインとしての安定した給水等市民の負担面からも得策と判断して変更契約としたものです。</p>
<p>変更割合が30%を超えるとときに、特別な決定手順はあるのか。</p>	<p>特別な手順はなく、契約額に応じた決裁区分で決定しているところです。</p>

<p>工事をしてみたら傷んでいたの、追加工事だというのではなく、事前調査等で工事範囲の想定ができないものか。</p>	<p>露出部分の劣化はあったものの、水道管の耐用年数が40年あることから、地中部分については大丈夫だと考えていました。</p> <p>しかし、想定以上に劣化していたために追加したものです。</p>
<p>とはいえ、36%もの変更はやはり大きい。事前に把握することはできなかったのか。</p>	<p>本件は、地中部分の事前調査はしていませんが、施工に合わせて調査し、劣化を発見したものです。</p>
<p>地中の空洞ならまだしも、道路の通行部分で工事が始まらないと確認できない内容の事前調査は難しいと考えられる。</p>	<p>今回の工事はコスト縮減の観点から工法面に主眼を置いていたところもあります。</p>
<p>変更契約が常態化すると、変更の名を借りた適正でない契約があるのではないかと疑念を抱かせるので、一定基準内の運用とし、変更の必要のないように事前の調査も心がけてほしい。</p> <p>他にも同様に年数の経った水管橋はあるはずなので、予防保全の観点からも、今回の経験を生かして地上部以外の調査等の工夫をお願いしたい。</p>	<p>本工事は漏水が起こったことが発端でした。</p> <p>今回の反省をもとに、すべての水管橋を調査し、更新計画作りに取り組んでいるところです。</p>

#### ④ 舞鶴市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事

意見・質問	回答等
<p>コリンズ（工事实績情報システム）で調べて指名業者を決めているが、落札業者の実績はどうであったのか。</p>	<p>当該業者は同種工事に多くの落札実績があり、工事規模も平均で約4億円、最大で1件約20億円の受注経験がある会社です。</p>
<p>他の自治体でもメーカー等を対象に同様の工事を発注していると思うが、このような工事は何を参考に予定価格を算出したのか。また、他の自治体の入札事例は参考にしたのか。</p>	<p>参考にしましたが、基本的に、市で設計・積算をしたものから予定価格を算出しました。</p>
<p>他の電気設備と比べて落札率等はどうか。</p>	<p>市では規模的にも比較するものではありませんでした。</p>
<p>ほとんど発注した経験が無い工種だと思うが、参加した5社のうち3社が最低制限価格を下回り失格している結果を見ると、結果的に最低制限価格が適正であったのか疑念が残る。</p>	<p>本市の最低制限価格は、国の低入札価格の基準を基に、市独自の観点を加味して設定しています。</p>

<p>全国規模の有名企業を指名している案件では、最低制限価格を多少下回ったからといって履行が確保できないとは思えない。</p> <p>市内業者への発注は、品質確保、工事の安全性や健全育成の観点が必要になるが、最低制限価格の主旨から見ても、工事によっては配慮に違いがあつて良いのではないかと。</p> <p>その他にも懸案事項を払拭できる方法もあると思う。</p>	<p>御指摘のことについて、今後十分調査して内部で議論していきたいと考えます。</p> <p>仮に特定の工事のみ意図的に配慮することは、その事自体が重大な秘密を有するもので、過去の事件の経験からも恣意性の入らない制度であることが重要と考えています。</p>
---	--

⑤ 平成24年度第二工場点検整備補修工事

意見・質問	回答等
<p>本件は、同施設の過去の工事での契約事務手続きについて指摘する報道があつたので取り上げた。</p> <p>このような施設は、日常的に見ていないと分からないと思うが、実際にどのような手順で工事の内容及び必要性を判断し行われたのか、過去にはどうして問題とされたことが起こつたのか等掘り下げたい。</p>	
<p>第一工場と第二工場は、点検業者は別なのか。</p>	<p>別の業者です。</p>
<p>その業者同士を競争させることは出来ないのか。</p>	<p>設備も異なり、特許がある部位や性能保証を考慮すると、施工業者にしか補修が出来ないと考えています。</p>
<p>随意契約をするまでの手順はどのようなものか。</p>	<p>性能を維持するため毎年工事を行いますので、その工事期間中に業者と一緒に点検作業を行ない、翌年度に補修する箇所を特定し予算措置の準備をします。</p> <p>翌年度当初に、再度工事箇所を選定し、参考見積を徴します。</p> <p>工事内容を精査したうえで、公益社団法人全国都市清掃会議が発行する要領等を参考に設計書を作成します。</p> <p>その設計をもとに、予定価格を作成し、業者から最終見積書を徴し、随意契約に至るものです。</p>
<p>契約金額の年度ごとの推移はどうなつているのか。</p>	<p>平成21年度 66,360千円          平成22年度 99,750千円          平成23年度 99,750千円          平成24年度 105,000千円          となつています。</p>
<p>第一工場の契約金額の年度ごとの推移はどうなつているのか。</p>	<p>平成21年度 120,750千円          平成22年度 124,782千円          平成23年度 135,723千円          となつています。</p>

性能面でベストな状態を確保することと予算の問題もあるが、補修、特にメンテナンスは「物」が見えにくいところがある。

第三者検証が難しいものは、しっかりと証拠・経過を残していただきたい。

経過資料が一部残っていない等は、業者との慣れ合いもあるのではないかと思う。

今まで出来ていなかったということは、単に改めるだけで対処できる問題でなく、数々の報道がされている事実も踏まえて、随意契約は注目を浴びるということを肝に銘じて、何を記録してどう残すのかを、根本的な視点から検討していただきたい。

予定価格が1000万円を超える随意契約等については、内部で組織する委員会で事前審査を行ってきたところですが、平成24年秋以降は、契約相手が1者に特定される工事の随意契約に当たり、工事の必要性、施工方法と価格について適切かどうか指導検査課に意見を求める取組みを始めました。

また、指導検査課においてもノウハウが無い特殊な案件については、外部の専門委員2名に調査検証を委任しております。

現場確認を含めた工事内容、数量の妥当性、価格の妥当性等について意見をいただくことにより、第三者の視点を担保するものです。